

国営土地改良事業所等における就業体験実習実施規程

5 農振第 218 号

令和 5 年 4 月 21 日

農村振興局長通知

(趣旨)

第 1 この規程は、農林水産省就業体験実習実施要領（平成 15 年 1 月 31 日付け 14 農人第 1917 号農林水産省大臣官房秘書課長通知。以下「実施要領」という。）第 15 により、国営土地改良事業所等における就業体験実習に必要な事項について定めるものである。

(実習の目的)

第 2 本実習は、大学等で農業農村工学系等の専門課程に在籍する学生を対象に、国営土地改良事業所等において、各種工事に係る測量・調査・設計等の実地及び実務作業のほか、事業に関わる関係者と対話する機会を設けるなど広範な体験をさせることにより、学生の学習意欲を喚起し、農業農村工学分野等に係る行政機関への高い就業意識を育成することを目的とする。あわせて、土地改良事業の意義、農業農村工学系等技術者の役割等について理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の実施機関)

第 3 実習の実施機関は、地方農政局農村振興部、国営土地改良事業所等とする。

(実習の期間)

第 4 実習の期間については、次のとおりとする。

- (1) 実習の期間は、原則として、毎年 7 月から 9 月までの 2 週間を基本とし、具体的な日程については実習実施機関等の実情により実習実施機関の長が決定する。
- (2) 実習生、実習実施機関等の都合により、日程を変更する場合は、実習実施機関から大学等の担当部局等、農林水産省農村振興局整備部設計課（以下「農村振興局設計課」という。）、地方農政局設計課にその旨連絡するものとする。

(実習生の資格要件)

第 5 実習生は、原則として大学等の学生であって、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。また、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、大学等の推薦は不要とする。

ただし、次のいずれかの事項に該当する者は、実習生となることができない。

- ① 日本国籍を有さない者
- ② 正当な事由なくして大学等を休学している者

(実習生の募集、決定等)

第6 実習生の募集、決定等については、次のとおりとする。

- (1) 地方農政局設計課は、大学等の担当部局等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 大学等の担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を取りまとめ、地方農政局設計課長に提出する。
- (4) 農村振興局設計課は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し、実習実施機関を通じて大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (5) 実習生は、実習開始前までに服務規律等の遵守に係る誓約をしなければならない。
- (6) 大学等の定める実習制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施規程及び別に定める実施細則の範囲内で、実習実施機関の長と各大学の総括責任者との間で覚書を交わすことができるものとする。

(実習の実施方法等)

第7 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条に基づき、実習の内容は、農林水産行政上漏えいすると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生においてはならない。
- (2) 実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- (3) 指導員は、実習生に対する実習計画書を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (4) 実習生は、指導員の助言のもとに実習実施機関における補助的な行政事務に従事することとする。
- (5) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書を作成し、実習実施機関の長に提出することとする。

(実習生の服務等の取扱い)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中における服務については、原則として農林水産省の職員の服務に準ずるものとし、また、指導員の指導・監督等に従わなければならない。

- (2) 実習生は、農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の取扱いについては、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
- (3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。やむを得ず欠務する場合は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合であっても、2日以上欠務した場合、実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

（実習の打ち切りについて）

第9 実習の打ち切りについては、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、実習を継続することが適切でないと判断した場合並びに第8（3）及び（4）に該当する場合の外、実習生がこの実施規程に従わない場合その他実習を継続し難い事由が生じた場合は実習を打ち切ることができるものとする。
- (2) 農林水産省は、実習を打ち切った場合は速やかに実習生の所属大学等にその旨を通知するものとする。

（省内 LAN システムの利用）

第10 実習生の省内 LAN システムの利用は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中、省内 LAN システムの電子掲示板へは一切アクセスしてはならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、各部局等ごとにアクセス権限が設定されている共有フォルダへは、アクセスしてはならない。ただし、実習生は、実習生ごとに用意された作業用フォルダにアクセスすることができる。なお、各部局等の共有フォルダに保存されている電子データを作業用フォルダに複製・移送等する場合には、指導員の指導の下に行わなければならない。

（実習に係る費用負担）

第11 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。
また、農林水産省は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第12 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ

等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

- （２）実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。
- （３）実習生が農林水産省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- （４）上記（１）及び（２）に基づく保険の利用などに関する必要な手続は、大学等が行うものとする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が保険の利用などに関する必要な手続を行うことができる。

（実習成果の公表）

第 13 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。

（その他）

第 14 この規程に定めのない事項であって、当該実習に必要な事項等については、次のとおりとする。

- （１）この規程に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は農村振興局において別に定める。
- （２）この規程等に関し疑義が生じた事項については、農村振興局設計課、地方農政局、実習実施機関、大学等、実習生その他の関係者が協議して決定するものとする。

国営土地改良事業所等における就業体験実習生の募集、決定等について

令和5年4月21日

農 村 振 興 局

国営土地改良事業所等における就業体験実習実施規程（令和5年4月21日付け5農振第218号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施規程」という。）第14の（1）に定める実習生の募集、決定等の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

（実習生の募集）

第1 実習生の募集は、次により行う。

- （1）地方農政局設計課は、実習生の受入れについて、管内の受入れ可能な実習実施機関名、期間、人数、実習内容等につき別紙様式1に記入し、農林水産省農村振興局整備部設計課（以下「農村振興局設計課」という。）へ報告する。
- （2）地方農政局設計課は、農村振興局設計課が各地方農政局の報告を受け取りまとめたインターンシップ受入機関調書等により、大学等の担当部局、インターネット等を通じて学生に実習の実施を通知する。
- （3）大学等の担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2に取りまとめ、地方農政局設計課長に提出する。
- （4）地方農政局設計課は、管内の大学等が推薦する学生について取りまとめ、農村振興局設計課に提出する。

（実習生の決定等）

第2 実習生の決定等は、次により行う。

- （1）農村振興局設計課は、各実習実施機関の受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受け入れる実習生を決定する。
- （2）地方農政局設計課は、受入れを決定した実習生について、別紙様式3により実習実施機関を通じて大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- （3）実習生は、実習実施機関等の決定通知を受けた後、速やかに実習実施機関に連絡し、宿泊方法、実習での注意事項等について確認する。
- （4）実習生は、実施規程第6の（5）に規定する誓約については、別紙様式4による誓約書に署名し、実習実施機関の長に提出することとする。

（実習の実施に係る留意すべき事項）

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 実習実施機関の長は、実習生の指導、助言等を行う指導員を指名し、当該指導員に実習前の実習生との連絡・調整、実習期間中の実習の監督・指導を担当させる。
- (2) 指導員は、実習生に対する実習計画書（別紙様式5）を作成し、実習1日目に実習生に説明し手交するとともに、実習開始までに地方農政局設計課長に提出するものとする。
- (3) 指導員は、適正かつ効果的な実習を行うため、各種工事に係る測量・調査・設計等の実務作業に加え、農業農村工学系等技術者として学ぶべき機会を広範に与えるよう下記を参考に工夫する。その際、土地改良区、関係機関等に対して、インターンシップの意義について理解を求めるとともに、協力を仰ぐものとする。

①周辺地域・関係施設等の現地視察

事業はもとより、現場周辺地域の文化、風土、営農等についても十分に理解させ、地域及び事業に対する多角的な考察を促す。

②新工法等、現場独自の取組の説明

現場独自の取組を紹介することで、日進月歩する技術の一端に関与させる。

③土地改良区への訪問

地域営農の状況と今後の展望、事業への期待等を直接聴取させることにより、事業の意義・重要性を理解させる。

④施工業者・コンサルタント等との共同業務

施工業者やコンサルタント等の承諾を得て、業務打合せ等に同席・同行させ、事業を支える各者の役割を理解させる。

⑤地域活動への参加

生き物調査や水路の管理・清掃作業等に参加させ、農地や土地改良施設が担う多面的機能等について実感させる。

⑥成果発表会の実施

実習終了間近に、実習の成果を発表させる。

- (4) 実習生は、取り組んだ業務内容や成果のほか、学んだ内容、得たこと等を「実習生レポート」（1,000 字程度）としてまとめ、実習期間終了から2週間以内に指導員を經由して実習実施機関の長に提出する。
- (5) 実習実施機関の長は、提出された実習レポート等を参考に「実習受入結果報告」（別紙様式6）を作成し、実習期間終了から3週間以内に地方農政局設計課長に提出する。
なお、「実習生の実習態度」及び「その他」の項目については、実習実施機関の中で責任のあるものが評価するものとする。
- (6) 地方農政局設計課長は、管内の全ての実習実施機関から提出された「実習受入結果報告」に基づき「実習受入結果一覧」（別紙様式7）を作成し、農村振興局設計課に提出するものとする。
- (7) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は実習実施機関において準備し、実習

生に供与する。

- (8) 指導員は、実施規程第 10 条の趣旨を踏まえ、実習生が省内 LAN システムを適正に利用できるように措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
- (9) 実習時間は午前 9 時 45 分から午後 5 時 15 分（以下「定時」という。）までとする。このうち午後 0 時 0 0 分から午後 1 時 0 0 分までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の実習を行うことがある。

（特例的な取扱い）

第 4 本実施細則第 1 及び第 2 の定めるところに関わらず、実習生の募集、決定等に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱いを定めることができる。

(別紙様式 1)

令和〇年度 インターンシップ受入機関調書

インターンシップ先	受入機関名					受入機関事業内容				
	所在地									
	T E L									
	F A X									
	事務取扱担当者									
	実習担当者 (予定)									
	最寄駅及び所要時間	駅	☐ 徒歩	☐ バス	☐ 自動車			() 分		
	受入れ可能人数	I 期	II 期	III 期	備考					
宿泊施設	有無					インターンシップ業務内容 (予定)				
	施設名									
	所在地									
	最寄駅及び所要時間	駅	☐ 徒歩	☐ バス	☐ 自動車			() 分		
	宿泊施設から受入機関までの所要時間	☐ 徒歩	☐ バス	☐ 自動車	() 分					
	部屋状況	☐ 個室	☐ 相部屋	() 人	寝具の有無			☐ 有	☐ 無	
		風呂	☐ 個室	☐ 共同	トイレ			☐ 個室	☐ 共同	
	受入機関が宿泊施設を備えている場合の男女受入れ		☐ 男女混合で可					☐ 女性のみ可	☐ 男性のみ可	
	諸経費									
備考 (宿泊、通勤・移動、食事環境 や実習参加に係る留意点等)										

(別紙様式2)

令和〇年度 インターンシップ^o希望調書

大 学 名		学部・学科		総括責任者		担当者	
所 在 地				電話番号(内線)		FAX	

☐ 「国営土地改良事業所等における就業体験実習実施規程」及び「国営土地改良事業所等における就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、下記学生を推薦します。

[illegible]

(別紙様式3)

文書番号
日 付

大学総括責任者 あて

〇〇事業所長（実習実施機関の長）

国営土地改良事業所等における就業体験実習受入れの決定等について

貴殿より推薦のあった国営土地改良事業所等における就業体験実習の受入れについては、選考の結果別記国営土地改良事業所等における就業体験実習生名簿の者を受け入れることとしましたのでお知らせします。

なお、「誓約書」の提出については、別途お知らせします。

別 記

国営土地改良事業所等における就業体験実習生名簿

実習実施機関	受入課室	受入開始日	受入終了日	学 部	氏 名

(別紙様式 4)

誓 約 書

〇〇事業所長（実習実施機関の長） 殿

農林水産省において就業体験実習を受けるに当たり、国営土地改良事業所等における就業体験実習実施規程（令和 5 年 4 月 21 日農村振興局通知）及び国営土地改良事業所等における就業体験実習生の募集、決定等について（令和 5 年 4 月 21 日農村振興局通知）を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習時間は午前 9 時 45 分から午後 5 時 15 分（以下、「定時」という。）までとし、このうち午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
3. 実習期間中は農林水産省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
5. 農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
6. 実習終了後 2 週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000 字程度）を作成し、指導員を経由して実習実施機関の長に提出すること。
7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けること。
8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
9. 実習中において農林水産省または第三者に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。そのような場合に備え、加入している保険の条件等をよく確認しておくこと。

令和 年 月 日

大 学 :
学部・学科等 :
氏 名 :

(署名)

(別紙様式5)

実 習 計 画 書

実 習 生	受入機関名	〇〇局〇〇事業所〇〇課
	所 属	
	氏 名	
実習指導員	所 属	
	氏 名	
実 習 計 画	月 日	
	月 日	
	月 日	

(別紙様式6)

インターンシップ受入結果報告書

受入機関名	農政局等		事業所		課室	
指導員名	係等		氏名			
実習生名						
大学学部名	大学		学部		学科	学年
期間	令和 年 月 日～ 月 日 (日間)					
出席状況	出席	日	欠席	日	遅刻	日 早退 日
評価項目					評価	特記事項
実習生の 実習態度	規律正しい態度であり、実習中支障がなかった。					
	業務内容の的確な理解ができていた。					
	業務内容に適応した行動であった。					
	目的意識をもって意欲的に取り組む姿勢が見られた。					
実習内容						
今後の 改善点						
その他 (感想・良 かった点等 自由にご記 入ください)						

評価:A(優れている)、B(やや優れている)、C(普通)、D(劣っている)の4段階

(別紙様式 7)

令和〇年度 インターンシップ受入結果一覧

実習実施機関	受入課室(実習担当)	受入期間		人数	実習内容	実習生の 所属大学

(注)各受入機関が作成した「インターンシップ受入結果報告」を添付すること。